別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四八二	六二六	
設備の整備に要する経費	二六〇	五一九	
合計	七四二	一、一四五	

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第二十号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月二十八日　　文部科学大臣　下村　博文

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四八二	九八四	六五二	三、四二六（一、七九五）
設備の整備に要する経費	三五	七〇〇	一三七	一、七六二（六四四）
合計	五一七	一、六八四	七八九	五、一八八（二、四三九）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七二三	一、三二〇	九五二	三、七五九（一、八五六）
設備の整備に要する経費	六八	一、三九九	二七三	二、三九三（六四四）
合計	七九一	二、七一九	一、二二五	六、一五二（二、五〇〇）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二三四	三一五	二五八	
設備の整備に要する経費	一〇	二一〇	四二	
合計	二四四	五二五	三〇〇	

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二七七	三九三	三一一	
設備の整備に要する経費	二一	四二〇	八二	
合計	二九八	八一三	三九三	

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四八二	六二六	
設備の整備に要する経費	二六〇	五一九	
合計	七四二	一、一四五	

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第二十一号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月二十八日　　文部科学大臣　下村　博文

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。

二　人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十五条第一項第二号及び第二項、第百十六条第一項ただし書（同法第百二十五条第三項及び第百四十一条の七第三項において準用する場合を含む。）並びに第百五十条の五の十第一項の規定に基づき、平成二十三年三月一日農林水産省告示第四百八十八号（農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十八日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件の規定は、平成二十五年四月一日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。